経　営　協　議　会　議　事　録
（平成26年度第4回）

平成26年12月1日（月）
13時30分から15時15分まで
事務局３階「第一会議室」

議事

Ⅰ　協議事項

1　学校教育法及び国立大学法人法の改正に伴う学内規則の点検・整備について
2　国立大学法人山形大学職員給与規程等の一部改正等について
3　教員組織一元化に伴う関係規則の整備について
4　「山形大学の将来構想」の見直し案について
5　平成27年度学内予算編成方針策定上の課題（案）について
6　平成27年度に実施する教職大学院の認証評価の申請について

Ⅱ　報告事項

1　職員の懲戒について
2　国立大学法人山形大学の平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果について
3　国立大学法人山形大学業務方法書の変更の認可について
4　国立大学法人山形大学職務発明規程等の一部改正について
5　平成26年度財務状況（上半期分）について
6　平成25年度の実績に係る組織評価の評価結果について
7　平成26年度入学料免除・授業料免除（震災枠）について

Ⅲ　その他

出席者
　議　長　　小山清人
　委　員　　有馬朗人　　園部　稔　　高橋まゆみ　町田　睿　　吉本高志
　　深尾　彰　　安田弘法　　大場好弘　　阿部宏慈　　萩原　均
　　久保田功
　監　事　　斎藤亮一　　山下　貴

欠席者
　委　員　　上田準二　　黒田昌裕

列席者　　総務部長　　企画部長　　財務部長　　施設部長　　教育・学生支援部長
　　ＥＭ部長　　医学部事務部長　　工学部事務部長　　小白川キャンパス事務部長
　　総務課長　　総務課副課長

議事に先立ち、議長から、本会議が本学経営協議会規程第６条第２項の会議開催要件（委員総数の３分の２）を満たしている旨説明があり、本会議が成立していることを確認した。
続き、以下のとおり議事に入った。

Ⅰ　協議事項
１　学校教育法及び国立大学法人法の改正に伴う学内規則の点検・整備について
議長から、本件については、本年６月27日付けで公布され、来年４月１日から施行される学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に伴う所要の改正等である旨説明の後、阿部委員から、改正等の内容に関して、資料１に基づき委細説明があった。

次いで、本件に関して、以下のとおり質疑応答があった。
・学部長の選考というのは極めて大事である。学長が学部長の任命の際、当該学部に所属する職員からの意見を聴く中で、学部長等選考規程（案）第４条第２項第３号に定める「その他学長が必要と認めた者」とは、どのような者を念頭に置いているのか。
（吉本委員）

・学長が意見を聴く中で、学部長及び副学部長は決めているが、それ以外の者についても必要に応じ意見を聴くこととしたいということで、現時点において、具体的な役職にある者をイメージしていない。（議長）

・学部長選考においては、学長がもっと意見できるようにしなければならない。執行部が大学運営をし易い者を任命することが大事である。学長が権限を持って、学部からあがってきた３人くらいの中から１人を選ぶというような感じがいいと思われる。
（有馬委員）

・教授の採用の場合も同様に、もちろん各学部からいい候補者を推薦するということは大事であるが、学長や役員会でしかるべき方針のもと、こういう人材が欲しいと考えていることが反映できるようになればいい。もう少し学長に自由度が必要である。
（有馬委員）

・経営協議会規程（案）第３条第１項第４号において、学外委員を７人から８人に変える目的は何か。（園部委員）

・全委員の過半数を学外委員として、大学経営にもっと外部からの意見を反映させていくということである。（議長）

上記の質疑応答の後、議長から、本件について提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

２　国立大学法人山形大学職員給与規程等の一部改正等について

阿部委員から、本件については、平成26年人事院勧告に伴う職員給与規程等の一部改正、及び勤務医及び看護職員の負担軽減と処遇改善を目的とした看護体制の増強のための継続雇用に関する規程の一部改正、並びに人事・給与制度の弾力化を図るため、年俸制及びクロス・アポイント制度に関する規程を整備するものである旨説明の後、改正等の内容に関して、資料２に基づき委細説明があった。

次いで、議長から、本件について提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

３　教員組織一元化に伴う関係規則の整備について

議長から、本件を諮るに至った経緯等について、以下のとおり説明があった。

・18才人口の減少や今後の様々な課題に対応していくためには、大学の教育組織を柔軟に変えていかなければならない。全学的に教育カリキュラムや学科を変えるとなった場合等、所属する教員の身分の問題が生じる。

・そこで､それらの問題に柔軟に対応するため教育組織と教員組織を分けることとして、去る10月８日（水）開催の教育研究評議会において、本学の教員組織を一元化する方向で改革を進めることを学長提案し了承いただいた。

・本日は、去る11月12日（水）開催の教育研究評議会で了承された、本教員組織一元化において、その骨組みとなる基本的な関係規則（案）をお諮りするものである。

次いで、萩原委員から、本件に係る基本組織規則等の一部改正及び学術研究院規程の制定について、資料10に基づき委細説明の後、本件に関して、以下のとおり質疑応答があった。

・教育と研究を二分するようにみえる。そうしたとき、年俸制はどのように関係してくるのか。その仕掛けはどのように考えているのか。（町田委員）

・この学術研究院の設置は、その名称から教育と研究を二分するようにみえるが、教員が身分を置く組織であり、教員組織と教育・研究の現場を分離させるということである。（議長）

・年俸制に係る評価に関しては、基本的には学部長の意見を尊重する形になると思う。教育、研究、大学運営及び社会貢献に関して、学部長の意見を聴いて学長及び役員会が評価を決定するということになる。（議長）

・学部長も評価者として学術研究院に身分を置くということか。（町田委員）

・教員が授業の担当として学部に配属されるというイメージであり、評価においては、当該学部の学部長から意見を聴くということになる。どこの学部等にも関係してこない教員に関しては役員会で評価を行うことになる。（議長）

・この教員組織一元化の狙いは、学科の再編や入学定員を変更することにより生じる教員の異動の問題等を解消することであり、これは、社会の変化に応じて、大学が柔軟に対応していくための仕組みづくりである。（議長）

・学術研究院長（学長）が、人事までを完全にやるということであれば、非常に意味がある。（有馬委員）

・最終責任者は学長ということになっている。ただし、各学部長の意見は尊重していかなければならないと思っている。（議長）

・これは山形大学独自の構想であるのか。（有馬委員）

・教育組織と研究組織を分けることは、最近のトレンドであるが、教員組織を分野等に分けずに一本化するという点は本学のオリジナルである。（学長）

・非常に画期的な案である。（有馬委員）

・この教員組織一元化で、直近で一番期待できる効果は何か。（吉本委員）

・国立大学のミッション再定義において要求されているのは、人文学部と地域教育文化学部の組織の再編成等であり、教員の異動等の点において、改革に柔軟に対応できることとなる。（議長）

・社会貢献に係る評価は、どこで行うことなるのか。（町田委員）

・当該教員の主担当となる学部の学部長、当該教員が主に活躍してる部局の部局長の意見を尊重していくことになる。（議長）

・学術研究院を設置することによって、教員一人ひとりが持つ教育・研究の力を有効に発揮できるようになるということか。（園部委員）

・運用次第である。（議長）

・非常に先進的である。（町田委員）

上記の質疑応答の後、議長から、本件について提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

4　「山形大学の将来構想」の見直し案について

深尾委員から、前回（９月29日（月）開催）の本会議に見直し案を提示した本件について、その後さらに学内での検討を重ね、今回あらためて資料３のとおり見直し案の修正版を提示するものである旨、また、本案で了承が得られれば、今後、本構想を基にして第３期中期目標・中期計画を策定していくことになる旨説明があった。

次いで、議長から、本件について提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

5　平成27年度学内予算編成方針策定上の課題（案）について

萩原委員から、本件について、一般運営費交付金の推移及び平成25事業年度財務諸表による主な分析結果の現状分析、並びにこれを踏まえた平成27年度予算編成への課題と具体的方策（案）に関して、資料４に基づき説明があった。

次いで、本件に関して、以下のとおり質疑応答があった。

・「４　人件費について」の中で、削減方法の一つとして、「教員の退職年齢の引き下げ」を案としてあげているが、現実に可能なのか。（園部委員）

・現在、教職員の基本給については、55歳から上がらないこととなっているが、教員の退職年齢の引き下げを実際行うこととなると、本会議をはじめ職員組合等に了承いただく必要があり、簡単にはいかないと思っている。案の一つと考えていただきたい。（議長）

上記の質疑応答の後、議長から、本件について提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

6　平成27年度に実施する教職大学院の認証評価の申請について

深尾委員から、本学の教職大学院である教育実践研究科に関しては、前回の認証評価（平成23年度）を受けてから５年後となる平成28年度までに認証評価を受審することとなっているが、同研究科長からの申し出があり、期限を１年前倒しした平成27年度に同評価を受審することで申請を行いたい旨資料５に基づき説明があった。

次いで、本件に関して、以下のとおり質疑応答があった。

・何故１年前倒しで評価を受審するのか。（町田委員）

・平成27年度は、評価受審体制が充実していることから調整を行うものである。（深尾委員）

上記の質疑応答の後、議長から、本件について提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

Ⅱ　報告事項

1　職員の懲戒について

阿部委員から、本件について、平成26年10月30日付けで処分が決定した職員の懲戒１件について、資料６に基づき報告があった。

2　国立大学法人山形大学の平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果について

深尾委員から、去る11月５日（水）付けで国立大学法人評価委員会から通知のあった本件について、本学の評価内容及び全国の国立大学法人の評価の状況、並びに各大学の機能強化に向けた取組状況等に関して、資料７及び参考資料７－１から参考資料７－６に基づき報告があった。

３　国立大学法人山形大学業務方法書の変更の認可について

萩原委員から、国立大学法人法及び政府調達に関する協定等の改正に伴い認可申請を行っていた本件について、去る９月１日（月）付けで文部科学大臣から変更認可の通知があった旨、資料８及び参考資料に基づき報告があった。

４　国立大学法人山形大学職務発明規程等の一部改正について

大場委員から、去る５月19日（月）開催の本会議に規程（案）を報告した本件について、その後の職員組合との交渉の結果、資料11－１及び資料11－２のとおり一部修正を行った旨報告があった。

５　平成26年度財務状況（上半期分）について

萩原委員から、本件について、資料12に基づき、本学の運営資金の執行状況、外部資金の受入状況、附属病院の財務状況及び資金残高の推移状況に関して報告があった。

６　平成25年度の実績に係る組織評価の評価結果について

深尾委員から、去る９月29日（月）に実施した平成25年度の実績に係る組織評価について、本評価に係る本会議学外委員の協力に対して謝意が述べられ、次いで、評価結果及び当該評価結果に基づくインセンティブ経費の配分に関して、資料13に基づき報告があった。

７　平成26年度入学料免除・授業料免除（震災枠）について

安田委員から、本件について、本年度前期分の入学料及び授業料免除の措置状況、並びに後期分授業料及び検定料免除の予算額に関して、資料14に基づき報告があった。

Ⅲ　その他

１　次回開催

議長から、次回は２月２日（月）に本会場にて開催することとし、開催に当たっては、改めて日程確認を行った上で開催することとしたい旨説明があった。

(配付資料)

資料１　　学校教育法及び国立大学法人法の改正に伴う学内規則の点検・整備について
資料２　　国立大学法人山形大学職員給与規程等の一部改正等について
資料３　　山形大学の将来構想　見直し案
資料４　　平成２７年度学内予算編成方針策定上の課題（案）
資料５　　平成２７年度に実施する教職大学院等の認証評価の申請手続きについて（照会）
資料６　　職員の懲戒について（報告）
資料７　　平成２５年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）
参考資料７－１　　全国国立大学法人の評価結果の分布

参考資料７－２　　機能強化に向けた取組状況一覧
参考資料７－３　　国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況【平成２５年度】
参考資料７－４　　国立大学法人等の平成２５年度評価結果について
参考資料７－５　　国立大学法人・大学共同利用機関法人の平成２５年度に係る業務の実績に関する評価の概要
参考資料７－６　　平成２５年度に係る業務の実績に関する評価結果等について
資料８　　国立大学法人山形大学の業務方法書の変更の認可について
資料10　　教員組織一元化に伴う関係規則の整備について
資料11－１　国立大学法人山形大学職務発明規程の一部改正について
資料11－２　国立大学法人山形大学職務発明における出願補償金及び登録補償金の額並びに実施補償金に関する細則の一部改正について
資料12　　平成２６年度財務状況について（上半期分）
資料13　　平成２５年度の実績に係る組織評価結果
資料14　　平成２６年度入学料免除・授業料免除（震災枠）について
Yamagata University Annual Report 2014